

大野町耐震改修促進計画

平成17年4月 策定
令和 8年4月 改定

目 次

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	----- 1
2 人的被害の想定	----- 1
3 建物被害の想定	----- 2
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	----- 3
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	----- 7
3 公共施設の耐震化の現状・目標	----- 10
(1) 町有施設における耐震化	
(2) その他公共施設・防災拠点施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	----- 11
2 役割分担の考え方	----- 11
(1) 町民・事業者の役割	
(2) 町・県の役割	
3 実施する事業の方針	----- 12
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	----- 12
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 重点的に耐震化を図る建築物	
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
5 「命」を守るための多様な取組みの推進	----- 13
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	----- 14
(1) 大野町建築物等耐震化促進事業	
(2) 町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	----- 16
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	----- 18
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	----- 18
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	----- 18

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づき、大野町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「大野町耐震改修促進計画」という。）は、令和8年度から令和12年度までの5年間で計画期間として定める。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から平成24年度にかけて岐阜県が策定した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」、及び平成29年度から平成30年度にかけて県が調査した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

本県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に明治24年（1891年）に発生した濃尾地震は、日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震発生の危険性が高まっている。

「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」を県が実施した結果では、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震）を想定しており、町においてもそれぞれ被害が予測されている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域において液状化が発生すると予測している。

また、以下の5つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が存在する圏域において震度5強以上の揺れになり、一部地域においては震度7程度の揺れが発生すると予測している。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震	最大震度	PL値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.88（震度6弱）	55.92
阿寺断層系地震	5.05（震度5強）	0.00
跡津川断層地震	5.25（震度5強）	3.63
養老-桑名-四日市断層帯地震	6.41（震度6強）	48.19
高山・大原断層帯地震	5.09（震度5強）	0.52
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5.99（震度6弱）	17.32

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

早朝に養老-桑名-四日市断層帯地震が発生した場合、西濃圏では死者数2,100人、重傷者4,0

00人と最大の被害が予測され、これは、人口集中地区の近傍で強い揺れに襲われることに起因する。

表1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重症者数	負傷者数	要救出者数	避難者数
南海トラフの巨大地震	2	4	108	7	846
阿寺断層系地震	0	0	4	0	17
跡津川断層地震	0	0	11	0	44
養老-桑名-四日市断層帯地震	39	83	605	151	3,011
高山・大原断層帯地震	0	0	5	0	23
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	34	70	557	129	2,680

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

(1) 建物被害

県内の建物は、岐阜地域・大垣地域にその約半数が集中するため、両地域の近傍で発生する養老-桑名-四日市断層系地震の場合、両地域を中心に6万8千棟を超える建物が全壊すると予測される。

また、跡津川断層地震や阿寺断層系地震でも、近くの飛騨地域や東濃・益田地域のみでなく、比較的離れた岐阜・大垣地域でも全壊建物が集中する。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

(2) 地震火災

焼失棟数が、南海トラフの巨大地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震及び高山・大原断層帯地震では、全出火件数が概ね150~400件程度、養老-桑名-四日市断層帯地震、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震では概ね1,300件程度と予測される。断層近傍で多くの出火件数並びに炎上出火*が予測されているが、岐阜・大垣地域では、人口集中地区のため、想定する地震に関わらず多くの出火が予測される。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	木造建物（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	178	674	1
阿寺断層系地震	0	21	0
跡津川断層地震	0	53	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	735	2,191	11
高山・大原断層帯地震	0	27	0
揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯地震	610	2,016	11

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）及び耐震改修した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）をいう。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震改修**」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「**耐震補強**」という。

「**建て替え**」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは、旧基準建築物のうち、耐震診断の結果から耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

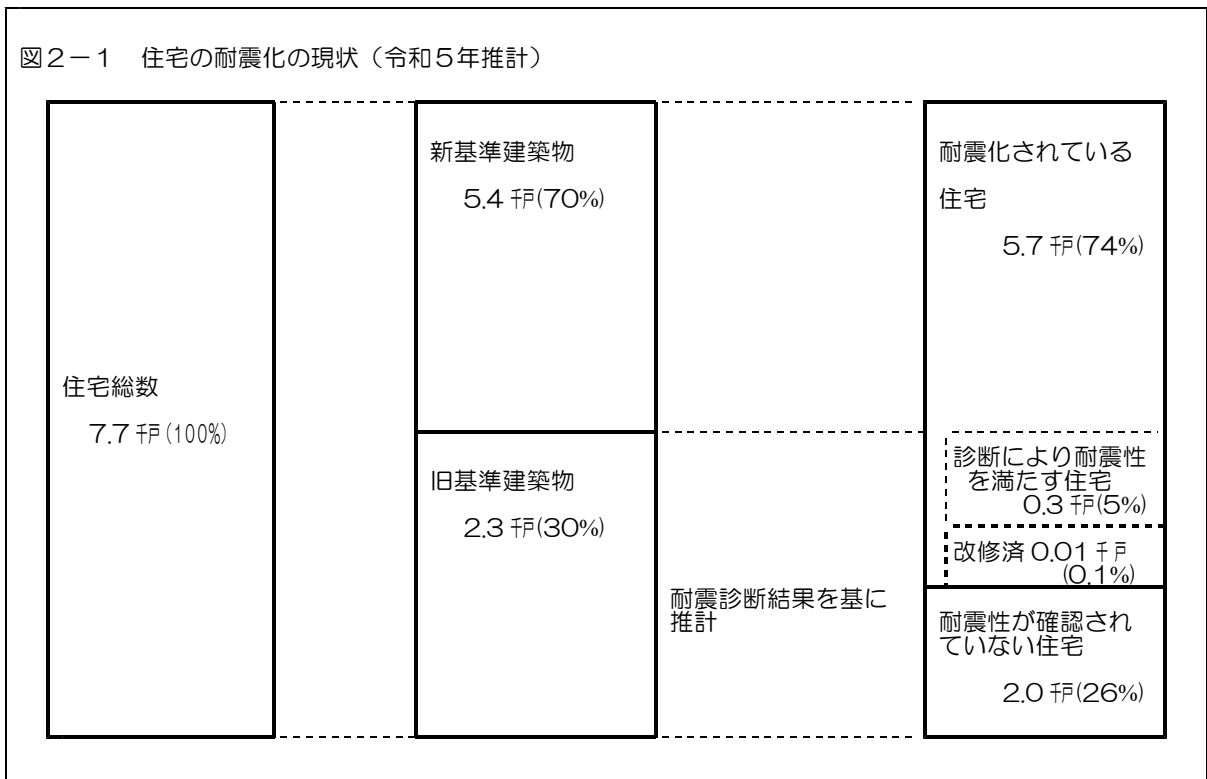
町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸、%)

調査年 建築年代別住宅数		平成10年調査		平成15年調査		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査		令和5年調査	
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
旧 基 準	昭和45年以前	1,410	23	1,390	21	1,220	17	1,440	18	1,030	14	910	12
	昭和46年～55年	1,290	22	1,700	25	1,690	24	1,210	15	1,070	14	1,440	18
	計	2,700	45	3,090	46	2,910	41	2,650	33	2,100	28	2,350	30
新 基 準	昭和56年～平成2年	1,690	28	1,700	25	1,370	19	1,150	14	990	13	1,200	16
	平成3年～7年	1,250	21	580	9	1,310	18	1,480	18	1,700	23	1,540	20
	平成8年～12年	380	6	1,010	15								
	平成13年～17年	—	—	280	4	630	9	460	5	1,550	21	1,250	16
	平成18年～22年	—	—	—	—	530	7	960	11				
	平成23年～27年	—	—	—	—	—	—	290	3	640	8	880	11
	平成28年～令和2年	—	—	—	—	—	—	—	—	130	2		
	令和3年～5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	3
不詳	0	0	90	1	370	0	1,130	13	400	5	290	4	
計	3,320	55	3,660	54	4,210	59	5,470	67	5,410	72	5,360	70	
合計		6,020	100	6,750	100	7,120	100	8,120	100	7,510	100	7,710	100
耐震改修を行った住宅		未調査		0		1		2		2		2	

「新基準建築物の住宅」については住宅・土地統計調査からの推計により5.4千戸（約74%）、「旧基準建築物の住宅」のうち、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約0.3千戸（約5%）であることから、町内の住宅総数約7.7千戸のうち約5.7千戸（約74%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第14条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1 号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
		2	体育館（一般公共の用に供されるもの）
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	4	病院、診療所	
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	6	集会場、公会堂	
	7	展示場	
	8	卸売市場	
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	10	ホテル、旅館	
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	12	事務所	
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	17	遊技場	
	18	公衆浴場	
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
2 号	－	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	耐促法施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3 号	－	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

特定建築物の町内の現状は、町が令和元年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

令和元年度末時点（単位：棟）

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	42	24	18	13	4	41	98%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	3	3	0			3	100%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	17	15	2			15	88%
	計	62	42	20	13	4	59	95%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1		1	1		1	100%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	29	23	6			23	79%

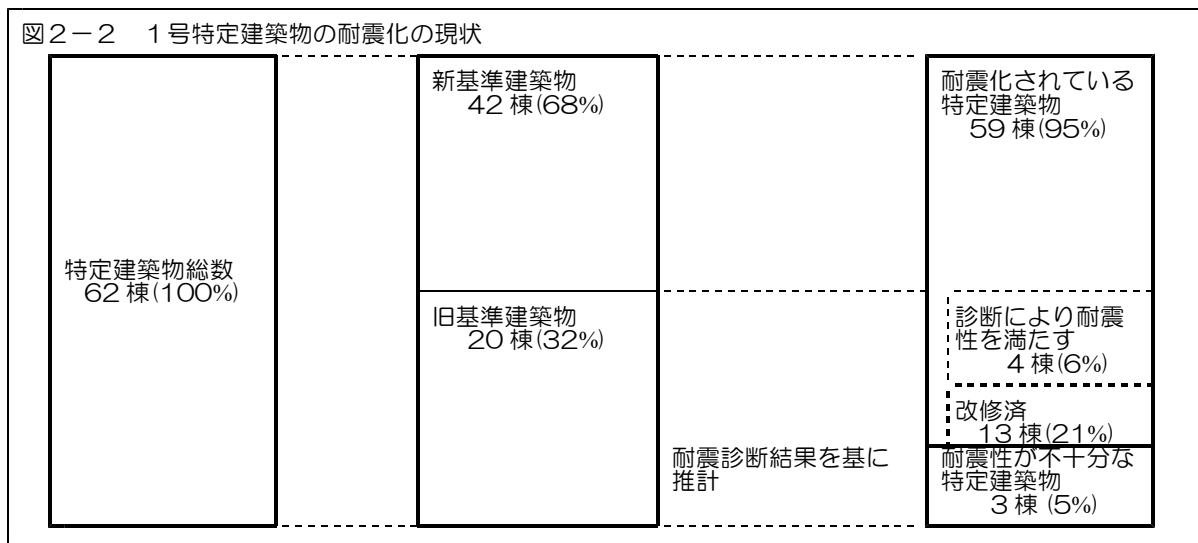
注) A～Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が42棟（68%）、「旧基準建築物」20棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が13棟（21%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が4棟（6%）であることから、「耐震化されている建築物」は59棟となり、町内の1号特定建築物総数62棟のうち95%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「旧基準建築物」が1棟あるが、耐震改修は実施されているため、町内の2号特定建築物総数1棟の耐震化率は100%である。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が23棟（79%）、「旧基準建築物」6棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」及び、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」がいずれも0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は23棟となり、町内の3号特定建築物総数29棟のうち79%が耐震化されていると推計できる。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東日本大震災では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの町の取り組み

平成15年4月1日に大野町木造住宅耐震診断助成事業実施要綱及び平成17年4月1日に大野町木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱を施行し、昭和56年5月以前の建築物の耐震化の促進を図るとともに平成17年4月に住宅、建築物耐震化促進計画を策定し、耐震化対策の方向性を位置付けている。

平成18年4月1日には大野町建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱を施行し、町内のすべての建築物を耐震化の対象とした。

平成30年9月25日には大阪北部地震を受けて、大野町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱を施行し、町費による通学路に面したブロック塀の除却に対する補助を実施している。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を軽減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年までに95%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下型地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を軽減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、令和8年から令和12年までの間に住宅については約1,500戸の耐震化が必要であり、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図2-3 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	90%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ設定	概ね解消
	多数利用の建築物	93%		概ね解消
県	住 宅	86%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	90%		95%
市町村	住 宅	74%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	95%		概ね解消

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和12年度）

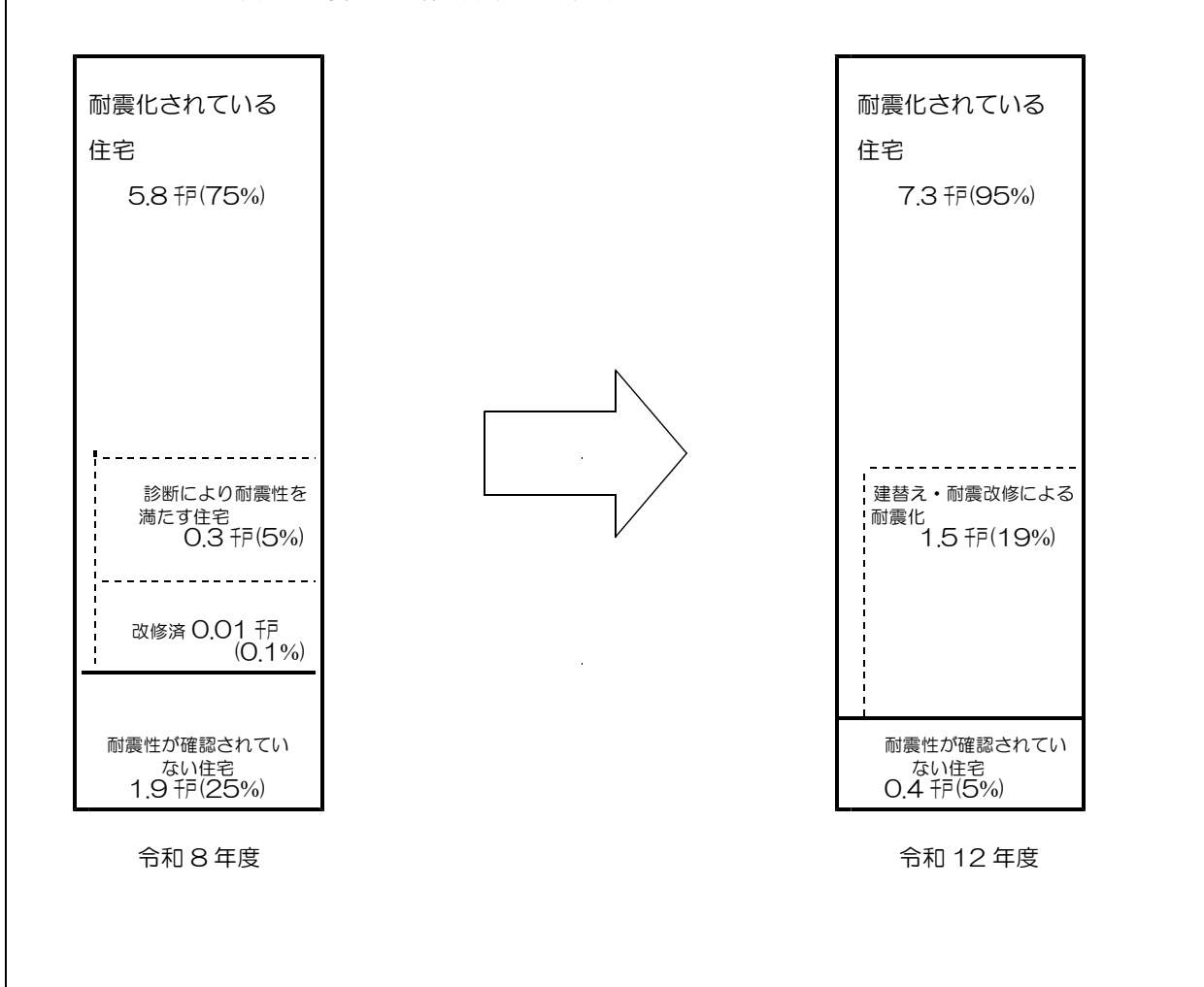
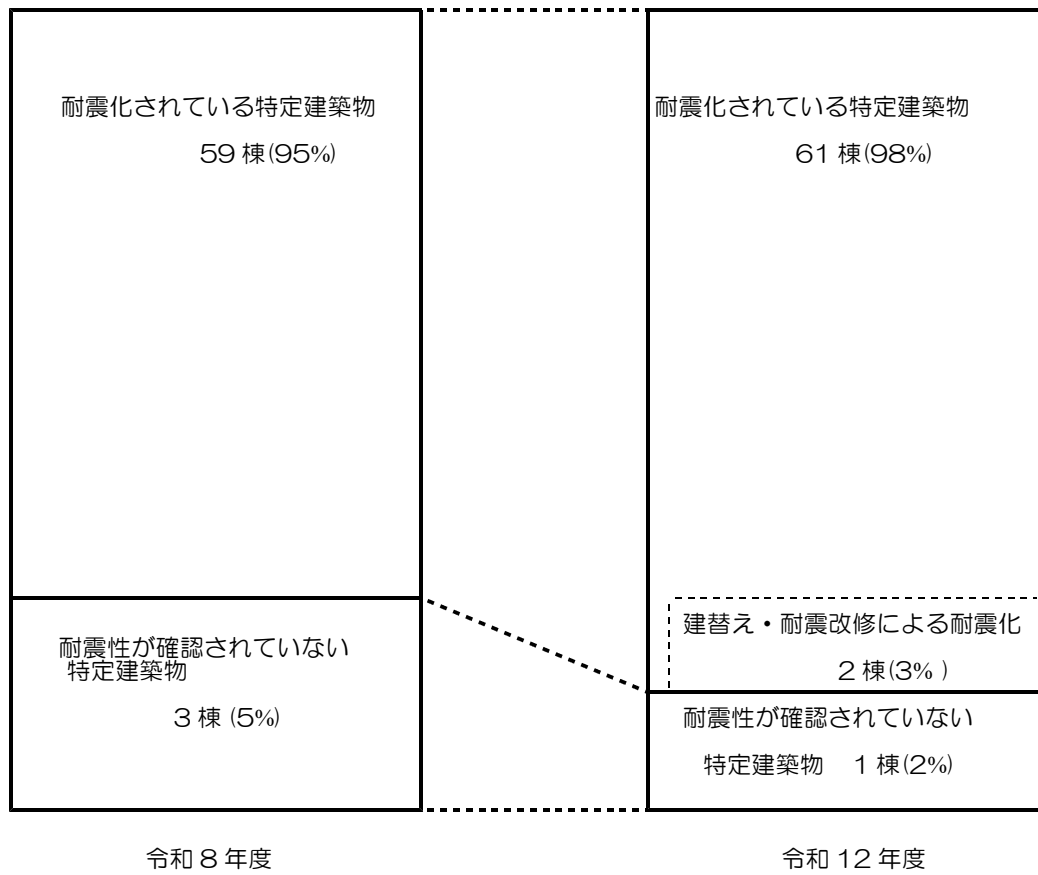


図2-5 1号特定建築物の耐震化の目標（令和12年度）



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、町が令和元年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

耐震化の現状 町有 特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C			耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
			耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E			
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	30	13	17	13	4	30	100%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	0						100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	1	1				1	100%
計	31	14	17	13	4	31	100%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が14棟（45%）、「旧基準建築物」17棟のうち、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が4棟（13%）、その他13棟（42%）は「耐震改修実施済み」であり、町有特定建築物総数30棟のうち30棟（100%）が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民等に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

(2) その他公共施設・防災拠点施設における耐震化

特定建築物である県以外の公共施設の所有者（国や市町村など）は、特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、町有特定建築物における耐震化の優先順位付けなどに準じ、建築物の耐震化を推進するよう努める。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 町民・事業者の役割

- 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（建築基準法の改正により、現在の耐震基準に適合しなくなった建築物）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町・県の役割

- 町及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、市町村にあたっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、庁舎や警察などの防災拠点施設、避難所に指定されている施設、要介護や児童などの災害時要援護者となる可能性がある者の利用する施設、不特定多数の者が利用する施設については、

発災時の人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を、耐促法第5条第3項第3号に基づく「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として指定する。町では、避難路は、あらかじめ指定せず、災害の状況によって、小学校の通学路を参考とし、自主防災組織によって任意に安全な避難経路を選んで避難していただきたい。

また、緊急輸送道路等のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、耐促法第6条第3項第1号に基づく道路として指定する。

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも重要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 大野町建築物等耐震化促進事業

ア 大野町建築物等耐震化促進事業の概要 ※1

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成15年度から、耐震改修工事に対する補助を平成17年度から県と協働で実施している。

平成18年度からは、全ての建築物における耐震診断に対する補助及び旧基準建築物の特定建築物や分譲マンションにおける耐震改修工事に対する補助を県と協働で実施している。

これまでの事業の概要は表4-1のとおりである。ただし、補助率等は建築物によってこの限りではない。

表4-1 大野町建築物等耐震化促進事業の概要

区分	事業名	対象建築物	補助対象 限度額	補助率※2		
				国	県	市町村
木造住宅	耐震診断と改修計画	木造住宅耐震診断事業及び概算改修工事費等の情報提供 ・昭和56年以前に建築された木造住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	82.5千円	1/2	1/4	1/4
	改修工事	木造住宅に係る住宅耐震改修工事 ・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年以前に建築された木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	1,200千円 (1.0補強の1,437.5千円)	4/10 575千円	2.5/10 300千円	2.5/10 300千円
建築物等	耐震診断	建築物耐震診断事業 ・木造住宅以外の全ての建築物 (重点的に耐震化を図る建築物)	2,350千円	1/3	1/6	1/6
	改修工事	分譲マンションに係る住宅耐震改修工事 ・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年以前に建築された分譲マンション (重点的に耐震化を図る建築物)	51,700円 /㎡ *延べ面積	1/6	1/12	1/12
		特定建築物耐震改修工事 ・災害時に重要な機能を果たす建築物 ・災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 (より重点的に耐震化を図る建築物)	57,000円 /㎡ *延べ面積	1/3	1/6	1/6
	除却	ブロック塀等の安全確保に関する事業 ・町道に面したブロック塀の除却	300千円	1/3	1/6	1/6

※1 実施主体は町とし、県はその費用の一部を間接補助。表4-1に掲げるメニューを実施

※2 補助率は上限である。

イ 大野町建築物等耐震化促進事業の実施状況

事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	年度																		
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
木造住宅耐震診断補助事業	5	6	50	19	8	18	6	8	5	11	2	7	9	5	4	5	6	15	4
木造住宅耐震改修工事費補助	-	-	-	1	2	1	2	1	2	1	1	2	1	-	-	-	1	-	-
建築物耐震診断事業費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
分譲マンション耐震改修工事補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術理事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
除却ブロック塀撤去補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	7	9	7	4

※1 「-」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まっており、この機を逃さず建築物の耐震化につなげることが重要である。耐震診断や耐震改修などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市町村の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

オ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（平成29年度のみ）

(ア) 取り組み目的

住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。また重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

(イ) 緊急耐震重点区域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地盤特性などを考慮し、より重点的に耐震化を図る地域を定めることとし、適宜、耐震化の進捗状況に応じその地域を見直すこととする。

(ロ) 取り組み期間

平成29年度（1年間）を取り組み期間とする。

(ハ) 対象建築物

*全ての住宅(賃貸共同住宅を含む)を対象建築物とする。

(*昭和56年6月1日以前に新築工事に着手した建築物に限る。)

(ニ) 普及啓発活動

住宅耐震啓発パンフの配布、広報誌による周知及び個別訪問を実施し普及啓発活動を行う。

(カ) 関係団体との連携

上記普及啓発活動において、県及び岐阜県建築士会と連携して活動に取り組む。

(キ) 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。実績の公表は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。

カ ブロック塀等の安全確保に関する事業

平成30年度、大阪北部地震を受けて「大野町危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱」を策定し、町単費による通学路に面したブロック塀の除却に対する補助を実施した。

令和3年度には、「大野町ブロック塀等の安全確保事業に関する補助金交付要綱」を制定し、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用する。このブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる路線は、以下のとおりとする。

(ア) 大野町地域防災計画で定める緊急輸送道路

(イ) 大野町教育委員会が交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和41年政令第103号）第4条の規定により指定する通学路

(ウ) 建築物等から避難場所等までの避難経路であって、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、町道として認定された道路

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧でき、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、省エネ改修や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

インターネット上のポータルサイト等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

町広報、町内会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 町内会主催の説明会への講師派遣

町内会単位等で開催される説明会、講習会等へ県等からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無償化、改修工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが、耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に木造住宅の耐震化促進に資するよう、個別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行う。

【過去の実施】

平成22年度	・・・	中之元	平成30年度	・・・	下方
平成23年度	・・・	中之元団地	令和元年度	・・・	相羽
平成24年度	・・・	下磯	令和2年度	・・・	黒野北
平成25年度	・・・	下座倉	令和3年度	・・・	黒野西
平成26年度	・・・	古城北	令和4年度	・・・	黒野南
平成27年度	・・・	牛洞	令和5年度	・・・	黒野中
平成28年度	・・・	公郷	令和6年度	・・・	黒野東
平成29年度	・・・	寺内、古川	令和7年度	・・・	みどりニュータウン

【今後実施予定】

令和8年度	・・・	六里、相羽苑、麻生
令和9年度	・・・	野
令和10年度	・・・	西方
令和11年度	・・・	桜大門

オ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、地震対策の推進に寄与することから、平成19年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表した。

→ <https://www.town-ono.jp/0000000030.html>

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1)地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

(2)地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うためには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び町において、書式の整備、具体的な取組方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。